

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年十一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百五号金額の欄イ及び同項第百七号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ及び同項第百十五号金額の欄イ」に改める。